

理事及び副学長の選考方針

令和2年12月2日

- 1 理事及び副学長の選考は、多様性に配慮するものとし、次の各号に該当する者であること。
 - (1) 人格 人格が高潔で学識が優れていること。
 - (2) 能力 大学における教育, 研究, 産官学連携及び医療等の活動に優れた業績を有し, かつ, 法人経営の能力を有していること。
 - (3) 意欲 大学の自主性, 自律性を尊重し, 社会に対して大学が貢献できることを意欲を持って示すことができること。
 - (4) 創造性 大学運営に関して創造性豊かに企画・立案等を行うことができること。
 - (5) 補佐 学長を補佐し, 大学における所掌業務を掌理することができること。
- 2 外部の経験を有する理事及び副学長は、前項第2号に代えて、特定の分野で卓越した知識及び能力を有し、専門的見地から法人経営に寄与できる者を選考するものとする。